

1972年第96回宜野湾市議会(臨時会)会議録

1. / 月 22 日 (第 / 日目) 午前 10 時 3 分開議
 午後 11 時 10 分閉会

2. 出席議員 (20 名)

1番 伊 佐 徳次郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 福 福 徳 正
7番 宮 城 仁 政	8番 吳 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安次富 盛 信	12番 崎 間 正 篤
13番 棚 原 盛 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉那覇 行 昭	20番 伊 佐 襄 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古波藏 清次郎

3. 欠席議員 (/ 名)

8番 又 吉 正 弘

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健一郎	助 役 沢 庵 安 一
収 入 役 只 屋 好 永	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 雄
税 務 課 長 古波藏 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商工観光課長 棚 原 盛 真	都市課長 新 垣 信 栄
建 設 課 長 高宮城 昇	消防長 大 城 仁 幸
固 定 資 産 評 価 室 長 武 島 正 孝	

水道部長 仲村春盛 営業課長 奥里得弘
会計課長 天久 実 工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 庶務係長 照屋 毅
議事係長 島袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第 / 号) 1972年 / 月22日(土曜)

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 1972年度宜野湾市一般会計歳入歳出 補正予算
日程第4	

議長
第96回 宜野湾市議会臨時会を開会
いたします。直ちに本日の会議を開きます。
(午前10時3分)

議長
本日の日程はお手元に配布してあります。
議事日程表(第一号)のとおり進めてまいた
いと思います。

議長
休憩いたします(午前10時3分)
再開いたします(午前10時10分)

議長
日程の第1 会議録署名議員の指名を行
います。会議録署名議員は会議規則
第114条の規定により議長にかいて一番の
伊佐徳次郎君、13番の棚原寛信君を指
名いたします。

議長
日程の第2 会期の決定についてを議題と
いたします。今期臨時会の会期は本日1日
間としたかと思っておりますが御異議ありま
せんか。

議長
御異議ありませんので、今期臨時会は今

期は一週間と決定をいたしました。

議長

日程の第3議案第1号 1972年度富野
浜市一般会計補正予算を土程いたします。

議長

本案に対する理事者の説明を所慮頁に致
します。

総務課長

第5回目の補正予算について説明申し上げ
ます。既決予算額 2,353,500ドルから先般の
れ583ドルを減額いたしました。て入支出
2,352,917ドルにしたことと云うことでござい
ます。早速、収支にはいりおかけれども、今日の補正の
来週から本土研修修と忙し、時期に臨
時議会を招集して一番大きな補正の項
目でございまして、公設市場を建設する
ための起債でございまして、1,200ドルの起債
の減額をしております。と云うわけでも、当
初119,100ドルで起債の認可申請をしました
ところ、事業費以外のものがはらってあると云う
ことで、地方課の算定の段階で、1,200ドル
どうしても認めざるにはいかな、と云うことで補
正をしなければ認可しな、と云うことになり
まして、これは、当初予算を編成する場
合の問題がございまして、たゞ、公設
市場の建設財源といたしましては、全額起

債にしたいと言ふ迄でございまして借入先
の沖繩銀行は 119,000ドル全額認めら
れ、言うことにはなつておりましたので、ほんとか
政府とも折衝いたしまして、全額 119,000
ドルを起債したいと言ふ方に考えてお
りましたけれども、その中には、どうしても起
債の対象としてならないものが、1,200ドル
あると言ふことで、今回の臨時議会にお
けることになつた訳でございませう。

その他には、去つた12月28日の職員労働
組合との団交の結果、今年の1月1日から
宿直をしないと言ふことになつて、現在
は市長外課長の方で宿直をやつて、現
状でございまして、これは最近市町村
の宿直と言ふものが、警備保障会社、或
は警備員への委託の才に代つておつた
ので、そういう点から、本市の労組として
やらなかつたと言ふことになつて、い
るようでございませう。読谷、嘉手納
の方では警備員を雇つて、やつてい
るようでございませう。コサの
才が、警備員を本採用致しまして、3名
の警備員でやつて、いるようでござ
いませう。それから隣の浦添市が、警
備保障会社に委託してございませう。
糸満市の方も最近庁舎建築をいた
しまして、警備保障会社の才に委託
しておつたので、本市としても、
どういふふうな才法で、今後はや
つて、いられ、いか言ふことを充
分検討した結果、警備保障会社の
才に夜間警備を

委託した方が、いいと、なういう結論に達しまして警備会社の方に見積りをさせたところ、本社が伊佐にございます。琉球保安警備隊の方に月々85ドルで委託をしたいと言うふうは考え方をわっている訳でございます。浦添の方は、沖縄警備保障株式会社の方に委託しているようでございます。こちらの方からも見積りは聴きましたけれども、300ドルと、しかもA、B、Cのクラスがございまして一番悪い方の浦添の場合にはおとしよりの方がおつておつたすけれども、糸満が宜野湾の予定しているところの琉球保安警備隊の方に委託してございますけれども非常に市民からの受けも良く、非常に活発に警備をしていると言うふうに聞いておつたので、なういう面で琉球警備保障警備隊と委託契約をいたしまして2月1日からなう言うふうにさせたいと言う考えで、予算を更正いたしておつたす。

(以下 議案朗読につき省略する)

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします(午前10時32分)

再開いたします(午前10時32分)

1 番
補正予算の投入 11 穀の市場建築債で
ございませうが、これは前の定例議会で起
債認可申請を政府にした時期はいつで
ございませうか。

商工観光課長
お答え致します。10月30日です。

1 番
政府から申請 二のとおり起債を認可す
ることは、1,200 については対象に当たら
ないと言ふことへの申請の不備の通知を受
けたのは、いつでございませうか。通知か照
会してお解りになした日。

商工観光課長
お答え致します。1月8日でございませう。

1 番
それは、どういうふうになりましたか。

商工観光課長
地方課から電話で 119,000 の起債は
認められたいと、それで 117,800 の起債を認
めると、それに合わせて書類を整備するよ
うにと言ふ電話連絡を受けております。

1 番

10月30日に申請いたしまして11月8日に
政府から起債認可の申請が一部不備
のために認可出来ないという約2ヶ月間
余りありますが、この間起債認可が課
可されるか否か、この間の連絡は
2ヶ月間、何をもっておこなうのですか。

商工観光課長

お詫言います。

1番

どういうふうに照会されました。

商工観光課長

11月の中旬から、これは商工観光課長が
行ったものですが、この外に市長又助
役は外にやっておられると思います。そこで
こゝでは、いろいろ出かけて行きまして、一日も早く
着工したいので、早急にお詫言いますと
言うことで、12月にはいつても5~6日ぐら
い出かけておられます。

1番

以上です。次に「出の12ページ」役所警
備委託料についてこれは総務課長か
ら説明をうけておられますが、現在直野湾
市の場合は直野湾市当直規定というものが
ござりますが、この規定は、どうなっていますか。
総務課長運用面について。

総務課長

警備保障会社に宿直を委託すると言
ことにより、現在の当直規定を改正
いたしまして、今の現在は、宿直は市長 助役
課長と云うふうに、去った1月1日から改正し
て通用してございます。けれども、今の分は改
正いたしまして、日直だけは職員でやる、と
云うふうに考えている訳でございます。

1 番

今の中にですね、設置の目的と、それから
目的がございます。特にこの場合、勤務
時間以外の時間には、必要の事務を処理し、
庁舎内外の取締り、及び警戒をさせるための
当直を置く、という、何がございまして、勤務
時間以外の必要の事務の処理の場合、警
備保障会社の場合がした警備保障
員は出まないと、思いますが、いかほどの、措置
をお考えになっておられるか。

総務課長

事務については、出来ませんけれども、この現
在でですね、云う言ふ夜間の事務というの
は、市民からの113113のものと、言うことは、実
際事務として、行政事務としての必要は別
にないんじゃないかと、又、今までもたかしたん
じやないかと、主に庁内の取り締り、財産の管
理という意味で、現在宿直は、実際の任務
を、(してあるんで、あ、Iですね)。もし、今の、以外に

もし、御んらからの前払いがあるならば、当局の職員、市長はじめとして、もういふように警備士の方から連絡をとってですね。おれらくはもういふ前払いは、ないだろうと思っておりますけれども、その場合はもういふらうなわけで、やめて行きたいというふうな考え方でござります。

1番

全然ないとはいきいはいと思ふんですよ。全然ないとは言えませんが、市民に迷惑をかけるようなことはいけませんし、かけないように万全の措置をしなければいかんと思ふんです。それと、水道部の場合の当直の規定がござりますが、水道部職員との関係はどうなりますか。

総務課長

これは団体交渉の場でも、水道事業としてはどうしても、漏水、いふのは問題からおみたくはいいかないと、云うことで、労組としても、その必要性を認めて、水道事業については、宿直は、そのままでいいんじゃないかと云うことで、水道事業は、そのままでござります。

1番

水道職員は、その市規定どおり、従来どおり当直をすると云うのを考えでござりますか。

総務課長

とります。

1番

札幌と警備保障会社との警備委託
の契約でございりますが、おれらく、当局は予
算を計上して議会に出すまでにはおれただけ
の契約内容のお話し合されておれと思いま
すが、おれおれかな点でよろしいございりますが、
御説明おれ願いたします。

総務課長

一応、おれ正式に契約を締結してはる話
ではございせんけれども、大体考えおれ
たしましては、警備する時間は、午後5
時半から、翌朝の8時半まで、15時間半と
言うふうに、毎日おれいこうるうにゆるとんして
す、と巡視して、起きておれぬ、仮眠は絶
対おれはんと、いこうと巡視して全部庁舎
おれ外、この庁舎については、北海道部のおれ下
のおれ方は管理しておれらするおれので、一応警備
保障の対象からおれは出しようとおれ、今警備の対
象におれは、おれら本庁とおれれからおれ元のおれ
道庁舎とおれれと車庫とおれれを予定しておれら
す。おれれから、おれの責任でございりますが、人身
上の損害をおれらえた場合は、被害者におれ
いて5,000ドル、物件の場合は10,000ドル
おれまでは保障するおれいこうるうにしてござい
ます。おれれから、当局におれらする要望としては、

員の出入りについて、5時以後はなるべく
くんに立ち入りは遠慮してもらいたい。但
し、いざいざ緊急とか、いざいざ場合は身分
証明書~~を~~を提示して出入りをさせると車の
使用とかこの面については許可証を発行し
て、許可証を提示して車の出し入れもさ
ういふふうは向こうからの御要望かござい
ます。いざいざ、一応いざから警備員
の日報2部づくりまして一応、毎日提出い
たしまして、警備の状況、誰が職員が、何
時何分頃入って何時何分頃帰った、と
こに行動不振の日が立っていたとか、さ
ういふいざいざ詳細の警備日誌を作りま
して毎日報告して点検するといざいざ
いざいざを現在申し合わせている話でござ
います。今後予算が成立しましてから、い
にしむけいざいざ、いざいざ向こうから、警備
の計画とか、いざいざいざいざ出ておくれ
いざいざ、今後、いざいざいざ、充分、いざいざ
計画してもらおうと云う意味で、万全を期した
いざいざです。

1番

はい、わかりました。以上質問を終わります。

12番

ちよと遅れまして、御説明聞けませんでしたので、2設1項1目の災害補償費
これは、進捗した話ですか、これに話ですか。

税務課長

これについては進捗してございます。こちら
の方から。

12番

こちらからですね。

税務課長

はい。

12番

車はどれぐらいの損害ですか。

税務課長

車については、まだ修理出してございませ
んので、前のホークが、傷んでございまして、オ
ートバイでございまして。

12番

オートバイ

税務課長

はい

12番

公務災害というものは、(聴取不能)
このように自損行為の場合には、やはり補
償とせんといつせんか。

10
税務課長

これについては当然やてしかるべきだと
考えています。自損行為じゃございませんの
で、自損行為と云うことは、一応考えてご
さいません。

12番

加害者である訳です。

税務課長

はい

12番

警察の調書は、とたんしゃないですか。

税務課長

いえ、とってございません

12番

示談ですと云う訳ですか。

税務課長

相物車はバンパーでございますので、相手の
車には支障ございません。こちらが、よろこびま
して、肩を打撲ですか、ということ、相手の
車には支障ない訳です。

12番

何しろ示談ですんだ訳ですか。

11
税務課長

承談というよりは、相手の車は故障車でございましてね、運転手もいない車というところでございまして。

12番
停車中の車に

税務課長

そういうことです。

12番

これは補償すべきですか。

税務課長

はい、補償すべきだと考えております。

12番

その面を御説明願いたいと思っておりますね。何故ですか、普通の公務上の災害とは違うんじゃないかと思っております。過失じゃないですか。

市長

これは、おのれの見解があると思っておりますが、実際、徴税に行つて、オートバイ乗つて行つて、すべつて相手の車にぶつくて自分はけがしている訳でございまして、勿論、そういうことは徴税いかんにかかわらず、走りながらの誤りでございまして、そういう意味で補償している訳でござい

います。

12番

徴税に行かなければ(事件は起らな
いといふことは、そりでしょうね。徴税に行く
は公務員としての義務であり)ます。安全運
転するのは当然の義務じゃないですか。

市長

安全運転しているつもりが、すべて、そりな
訳でござります。

10番

それは本人の過失じゃないですか。(本人の
過失を公務上補償してむいい訳ですか。)

市長

そりをそり言うものを私達はそり言う見解
に立って今出している訳です。

12番

公務中であれば、5時子で、それは、本
人の自損行為であらうと、重大な過失であら
うと、今度の補償の対象にはいる訳ですね。

市長

わざと自分からけがしてから、そり言う考え
はもうとらはいと思います。

12番
これは当然です。本人の重要な過失で災害を受けた場合は以後、補償の対象になると、こういうふうに後になっていいますか

市長
本人の不活意とか、こういうことに対してこの問題があると思いますが、問題によってこれは、補償すべきであると問題によって検討して行きたいと。

議長
休憩いたします(午前10時53分)
再開いたします(午前10時57分)

4番
2親の5月の委託料の総務課長の答弁によりますと、規定を変更して課長以上が痛直をやっていると云う。規定を変更したと云うんですが、いつの時点で規定は

総務課長
規定を改正したのは1月7日だと覚えておりましたけれども

4番
今日ですね。

総務課長

はい、これは1月1日から実際として取りま
すので、送付及適用の形をとっておる訳でござい
ます。

4番

規則規定は、報行部の問題だとは思
いますが、これは議会が知らないのでよろし
いですか。

総務課長

勿論これは、議会の方にこのように改正
したと云うふうに、監査員、議院の方に
送ってございす。

4番

送ってあるんですか、我々が知らないので
先程の警備委託の件につきまして、(これから
契約をすると云うこととございすか)その場
合に車両の管理或は室内の管理に相当、
従来の職員がやっているのと違ってくると思
いますが)先程、(読み上げられておられ
たんですが、それに対する保険を保証する
という面、その場合にこれに対して対応な
んか入らばいい訳ですか。

総務課長

何この場合ですか、人身補償の場合に
ついては、5,000ドルまで、それから物件に
ついては、10,000ドルまでは補償と云うふうに。

4番
これは、相手がやられる場合ですが、こちらの方が受ける場合です。

総務課長
こちらの方が受ける場合です。何こうに對しては、たい訳でござります。

4番
何も補償はたい訳ですわ。

総務課長
とくいう意味で、今回警備補償委託した大きな理由でござります。

4番
こちらが被害を受けた場合の補償でね。

総務課長
とくいうことでござります。

4番
この場合に(鍵の設置がたふいと3にたいては、損害賠償する理由がたふいとた)とくいうふうな、ふたがあるからで、とくいう面は充分検討されております。

総務課長

ですからこれは浦添の場合でございますね、
 いろいろの事例があるように思います。この
 辺は充分引き継ぎの問題でございますね。引
 き継ぎの時点で、向こうからのこういう面は
 ついては、どうであろうにやっておきたいと、当
 局もこの辺、鍵を掛けることは鍵をかけること
 言います、協力をするなどと思っておくわけ
 だと思います。このへんは充分、事務引き継ぎの段
 階でございますね、やて行きたいと思っております。

4番

従来は職員がやっていた関係で、規定
 で処理されている。これは条例の必要が
 ないかどうか、条例化する必要はないか、どう
 か。(委託した場合ですね。)

総務課長

当直規定は日直だけと規定はあります
 けれども。

4番

この場合に警備させると言う場合に、
 条例の必要はないかどうか。

総務課長

委託契約だけでいいのではないかと、どう云
 うふうな考えを持ってお聞きしたいです。

4番

契約だけでいいですか。条例化する必要
はないか。

総務課長
警備保障会社に委託しているところは、糸
満市と瀬添市が現在やっておりまうけれども

4番
将来問題をおかすようなことがないかとい
うんですが、問題をおかしてから、条例がな
いとか、おんとかで問題が出たら、充分検討
してもらおうようにお願ひ致します。

次にち款の失業対策費で、貸金改正(で増
加分)に於ておろすか、これは、どうも、時
で、貸金改正をしておろすか、として、こ
れは、7月1日から適用、遡及適用と云うこと
で、根拠があるかどうか、どうも、事前
的に資料を出してもらいたいと思ひますが、
遡及規定に於ておろすので。

建設課長
これは常働局長から今年1月7日に交付
して、どうも資料が来ておろす。

4番
だから、どうも資料が有りたら事前
に出してもらえば、遡及規定だと、これから
するものに対しては、(検討は、遡及といふこと
は、これです。どうも、資料が有りたら出して

むらいたい。

建設課長

個二は1月5日に発送してあります。

4番

二は、裏付けに係る政府補助は充分あるかと。

建設課長

はい。

4番

次に12款の公債費でありすが、結局市場建設は全額起債と云うことで、我々従来予算をとめておりました。これに対して事務費の1,200ドルは請負費の年から不足と云うことになるんですが、この財源についてはどう考えておられますか。また予算措置がさめておるんですが、この分に対しては、どう云う措置を講じておられるか。結局、起債自体が全額起債と云う訳で当初予算はとめておる訳です。

総務課長

当初起債は、119,000ドル全額二は下係餘料、二はから二はの一切の費用を全額起債して、一般会計からは1仙の負担もしないといふ方針を考へて進めていた訳でござります。果敢にはしか認めると、勿論、この中

には、設計費は、これはほとんど認めようよ
うと、設計料までは、認めて取り出すけれども
取り出し料と保険料1,200ドルが認め
らぬといふ。この中、保険料については、支出
の方から減額してござります。火災保
険料の252ドルは減額してござりますけ
れども、残りの800ドル余りについては、一般会
計の方で負担しなくちゃいけませんといふこと
になるかとござります。

4番

これは入れ時点で補填する考えである
のか、入れ後で。

総務課長

既にこの予算の中で、支入は1,200ドル削れて
ありまうけれども、支出は352ドルしか削れてあ
りませんので、結局、この分は一般会計の方から
今回の場合は、給料とか、いろいろ不用額
が去れたので、いろいろ面で支入支出

本番

支入のバランスはとれていふ訳、単独に市場
と云う市場建設と云う場合に119,000ドルを
借費費に対して見積りに対して1,200ドルの
少なくなつていふ訳ですが、この補填としての
財源はなると云うことですね。

総務課長

市場のことは現時点ではたゞ「計て
ごさいますけれども、場合によっては入札の
段階でこれ以上には落るかも知りませんので

4番

これ以上に使う場合は、この不足に対し
て一般競争から補填する。

総務課長

補填する以外はないんではないかと思
いますけれども、しかし、この場合はあくまで
予算でございまして、議会議をとおさな
いとかはないと思います。

4番

はい、わかりました。

議長

外に質疑もつておきようでありますので、
質疑を打ち切りたかと思っておりますが、御異
議ございせんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありせんので、質疑を打ち切り、
本案に対する討論を求めます。

議長

討論の時間をいれたかと思っておりますが、御

東議ごさいせんか。
(異議なしと仰る。)

議長

御異議ありませんので、討論も有る各
たしまして、表決に付します。

議長

議案第1号 1972年度 宜野湾市一般
会計補正予算(第5号)を表決に付しま
す。原案のとおり、決するに御異議ご
さいせんか。

議長

御異議ありませんので、原案どおり可決
するに、決定をいたしました。

議長

以上もちまして、第96回 宜野湾市議会
臨時会を閉じることにいたします。次段御苦
労さんでありました。


(午前11時10分)

閉会

上記会議録の次第は、筆記が記載したものであるがその内容の正確であることを証するためここに署名する。

1975年7月21日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員 棚本憲信 

議事録署名議員 伊藤忠之 